

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営判断の迅速化を図りつつ、株主やその他のステークホルダーに対する経営の透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの目的としております。
このような観点から、タイムリーディスクロージャーを重視し、今後とも適時開示やホームページでのIR情報の提供、決算説明会等の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡本和子	1,691,669	13.15
岡本昌大	1,401,500	10.90
岡本和大	1,284,135	9.98
岡本明大	1,095,468	8.52
不二ラテックス共栄会	591,000	4.59
(株)りそな銀行	400,000	3.11
岡本正敏	331,396	2.58
森貴義	300,000	2.33
BBH FOR FIDELITY PURITANTR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUN D	300,000	2.33
(株)大木	275,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、2017年10月1日付けで普通株式10株を1株に株式併合し、単元株式数を1,000株から100株へ変更いたしました。
なお、上記2.(2)「大株主の状況」における所有株式数は、2017年9月30日時点の株式数であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深沢 岳久	弁護士											
辻 新六	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深沢 岳久	○	○	—	深沢岳久氏は、平成9年に弁護士登録され、弁護士としての企業法務の専門知識と豊富な経験をもとに、コーポレートガバナンスの強化と業務執行等の適法性および妥当性について客観的、中立的に提言をしていただけるので、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておりませんので、独立性を有していると判断いたしました。
辻 新六	○	○	—	辻新六氏は、30年以上に亘る経営学、経営情報学を中心とした専門知識の研究と大学教授の経験をもとに、コーポレートガバナンスの強化と業務執行等の適法性および妥当性について客観的、中立的に提言をしていただけるので、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておりませんので、独立性を有していると判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として業務監査室を設置し、兼務の使用人を1名配置しております。
また、当該使用人の任命等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するよう配慮を行う体制としております。
さらに、監査等委員より業務監査に必要な補助業務を求められた取締役および使用人は適切に対応できる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は往査時に随時会合をもち、監査体制、監査計画および監査の実施状況等について、幅広くかつ双方向の意見交換をしております。
また、監査等委員会を補助すべき部署として業務監査室を設置しております。業務監査室は、専門性と機動性を兼ね備えており、監査等委員が必要とする情報を自ら収集し、必要に応じて監査等委員と同行・往査に臨むなど、連携して業務の執行状況を監査・監督する体制となっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

短期業績のみに固執せず、長期的な会社の発展までを視野にいたした業務の執行を行うため、業績連動やストックオプションといったインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

○取締役(監査等委員を除く):年間報酬総額80百万円 支給人員5名
○取締役(監査等委員):年間報酬総額23百万円 支給人員3名

うち社外取締役:年間報酬総額10百万円 支給人員2名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準、経営内容(業績)、従業員給与等とのバランスを考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)(については取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、役員報酬の限度額については、平成27年6月26日付け第67回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。))は年額3億円、監査等委員である取締役は年額4千万円としております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役2名は両名とも監査等委員であり、その監査等委員会の職務を補助すべき部署として業務監査室を設置しております。また、取締役会の開催にあたっては、事務局である総務部長が必要な情報を電子メールにて事前に配付しており、重要度によっては電話で付議議案の事前説明等を行っております。さらに、常勤の監査等委員を選定しており、業務執行取締役、業務監査室および管理部門等から発信された社内情報を社外取締役に對し迅速・的確に伝達できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しております。また、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。))の員数を12名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内と定款に定めております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。))の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

(1)取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。))5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計8名で構成され、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および定款に基づき取締役会規程に定められた重要事項の審議・意思決定を行っております。

(2)監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成され、定例の監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。監査等委員会では、監査等委員以外の取締役の業務執行について、会計監査人、業務監査室等と連携を取りながら、内部統制システムを利用した適法性・妥当性の監査・監督を実施しております。

(3)会計監査人

会計監査人に仰星監査法人を選任しており、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

・山崎清孝(3年)、竹村純也(1年)

監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士6名、会計士試験合格者3名、その他1名

(4)業務監査室

内部監査部門として、業務監査室を設置しております。業務監査室は監査等委員会を連携しながら、定期的に各部門への内部監査を実施しております。

(5)執行役員制度

当社は、意思決定の迅速化および業務執行上の責任体制を明確化するため、執行役員制度を採用しており、本報告書提出時点で執行役員が9名(うち取締役5名が兼務)の体制となっております。

(6)責任限定契約

当社は、社外取締役2名および会計監査人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を経営形態として選択しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関与することにより、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年3月期の定時株主総会招集通知を2017年6月7日に発送いたしました。(法定期限:2017年6月13日)
集中日を回避した株主総会の設定	2017年3月期の定時株主総会を2017年6月28日に開催いたしました。(第1集中日:2017年6月29日)
その他	株主総会招集通知を発送日の1日前に当社ホームページおよび東京証券取引所に掲載・開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月に1回開催しております。社長および財務部長による業績説明と今後の戦略や方針の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、株主総会の招集通知、決議通知、株主通信、議決権行使の結果、その他適時開示情報等を掲載しております。 また、有価証券報告書の閲覧のため、EDINETへのリンクを設定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:広報室 IR担当役員:常務取締役執行役員財務部長 畑山幹男 IR事務連絡責任者:熊井英幸	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 環境管理部会が各工場・事業所を監査し、環境に関する指摘を行っております。 2. ISO14001、JIS Q 14001認証取得を柱とした環境保護活動に取り組んでおります。 3. 資材等においてはグリーン調達を行っております。 4. 高度な品質管理のもとで製造された製品を消費者に提供するために、ISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO13485(医療機器に関する品質マネジメントシステム)を認証取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性および公平性を確保するため、東京証券取引所の定める適時開示規則に従い、適切な開示を行っております。また、適時開示規則には該当しないものの、当社を理解していただく上で必要または有益と判断される情報につきましても、可能な範囲で積極的に情報開示するように努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のとおり定めております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

全取締役、全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、CSR委員会を設置し、その下にコンプライアンス部会、危機管理部会、環境管理部会を設置する。また、同委員会および各部会組成の趣旨に従い同委員会および各部会を適切に運営すると同時に、全取締役、全使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守して行動をとるための『行動規範』および『行動指針』を定める。
CSR委員を選任した上で、各部署にCSR責任者を配置し総務部に事務局を設置しており、同事務局はCSRIに関わる事項を企画・立案するとともに各社員からの報告相談窓口となり委員長、委員に報告を行う。
万一CSRIに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が責任者、委員を通じ社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
また、使用人が法令もしくは定款上疑義ある行為等を発見した場合にそれを報告通報しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する『内部通報者保護規程』を制定する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
取締役は『文書管理規程』により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為や異常事態、緊急事態が発生・発見された場合は、直ちに危機管理部会を招集し、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに検討・対応する体制を構築する。
業務監査室は各部門の日常的な業務全般に亘り管理状況を監査する中で、法令・定款違反その他の事由に基づきリスク発生危険のある業務執行行為が発生した場合はその内容、それがもたらすリスクの程度についてCSR事務局(危機発生時は危機管理部会事務局)に報告し検討を行い、必要に応じ取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。また、取締役会はリスク管理体制を逐次見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保すると同時に、付議基準に該当する重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行状況並びに経営計画の進捗状況を確認・協議することで経営情報の共有を図り、その協議内容・指示に基づき各部門責任者は業務を展開する体制とする。また、経営統轄本部の副本部長以上を中心とした会議を毎週1回開催し、タイムリーな事案を経営トップに報告し、その対応方針等を協議し迅速・的確に業務を推進する体制を構築する。
経営計画の管理については、経営理念を軸に毎年策定する年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行部門において目標を設定し、各担当取締役・執行役員は施策・業務遂行体制を決定し、その遂行状況は全社会議をはじめとした各会議等にて定期的に報告を行う。

5. 当社ならびに当社の子会社からなる企業集団に関する体制

- (1) 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
年度経営計画、予算、決算等の一定事項について親会社と事前協議を行い、指示または承認を得るものとし、月次決算等の所定の事項については報告する体制とする。
- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の業務監査については、親会社が実施する体制とする。
- (3) 当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役や監査役に親会社から複数名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
- (4) 当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスに関する問題、リスク管理に関する問題等は親会社が子会社を含めて管理する体制とする。
- (5) その他当社ならびに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等の関係会社管理の担当部署として財務部内に関連事業課を置き、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者等と常に接点を持ち経営全般について協議を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として業務監査室を設置し、兼務の使用人を1名以上配置するものとする。

7. 前項の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の任命等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するよう配慮を行う体制とする。
また、監査等委員より業務監査に必要な補助業務を求められた取締役および使用人は適切に対応できる体制とする。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告および情報提供を行うこととする。
監査等委員は、取締役会の他に、全社会議、その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしており、そのために事前に日程等を連絡し出席を依頼する体制とする。
また、次のような重大・緊急事由が発生した場合は、当社および当社子会社の取締役および使用人は遅滞なく監査等委員会に報告をする。

(1) 当社およびグループ会社の信用面、業績面に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の問題

(2) 法令・定款違反、不正行為で重大なもの

(3) コンプライアンス上の通報で重大なもの

(4) 重大な被害を与えたもの、受けたもの、その恐れのあるもの

なお、上記の報告をした者は「内部通報者保護規程」により保護され、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのない体制とする。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

監査等委員がその職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをしたときは、請求にかかる費用または債務が当該職務執行に必要なと証明した場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、稟議書等業務執行に係る重要文書を閲覧し取締役および使用人に説明を求めることができ、さらに監査等委員は管理部門に協力を要請し、監査業務のサポートを求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員1名、非常勤の社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成する監査等委員会を毎月開催し、重要事項につき協議するほか、定期的に会計監査人との情報交換を実施し、特に財務上の問題点につき協議する。

監査等委員は、社長、会計監査人、業務監査室、各事業部門、グループ各社の取締役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保し監査業務の遂行を図る。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の提出を適正に行うため、取締役社長直轄の内部統制推進室が財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。

また、取締役社長直轄の業務監査室が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、取締役社長に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、「内部統制システムの構築に関する基本方針」として、上記に続いて次のとおり定めております。

12. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為を行いません。トラブルが発生した場合は企業を挙げて立ち向かいます。』と定め、全社的に取組む。

また、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

さらに、神田地区特殊暴力防止対策協議会および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、神田警察署、警視庁組織犯罪対策課と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。この「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき、会社情報の内容によって以下の体制をとっております。

(1) 決定事実および決算に関する情報

東京証券取引所が定める「適時開示規則」に照らし、取締役会において開示が必要となる可能性がある事実が決定されたとき、また、決算集計および財務諸表等の作成作業が終了し、取締役会において正式な決算情報として承認されたときは、当該情報は情報取扱責任者の管理下に置かれ、関係者に対し「内部者取引防止規程」に基づきインサイダー情報に関する注意喚起をいたします。

(2) 発生事実情報

東京証券取引所が定める「適時開示規則」に照らし、各部門において適時開示事項の可能性がある事実の発生が認識されたときは、部門長から直ちに情報取扱責任者、担当役員または取締役社長に報告され、緊急会議（臨時取締役会、経営委員会等）にて、当社業績への影響、開示の要否、開示の時期などを審議いたします。

開示が正式に決定された情報は情報取扱責任者の管理下に置かれ、関係者に対し「内部者取引防止規程」に基づきインサイダー情報に関する注意喚起をいたします。

また、緊急性により取締役会の承認を得ないで開示した情報については、事後に開催される取締役会において情報取扱責任者が内容・経緯等を報告しております。

(3) 情報開示方法

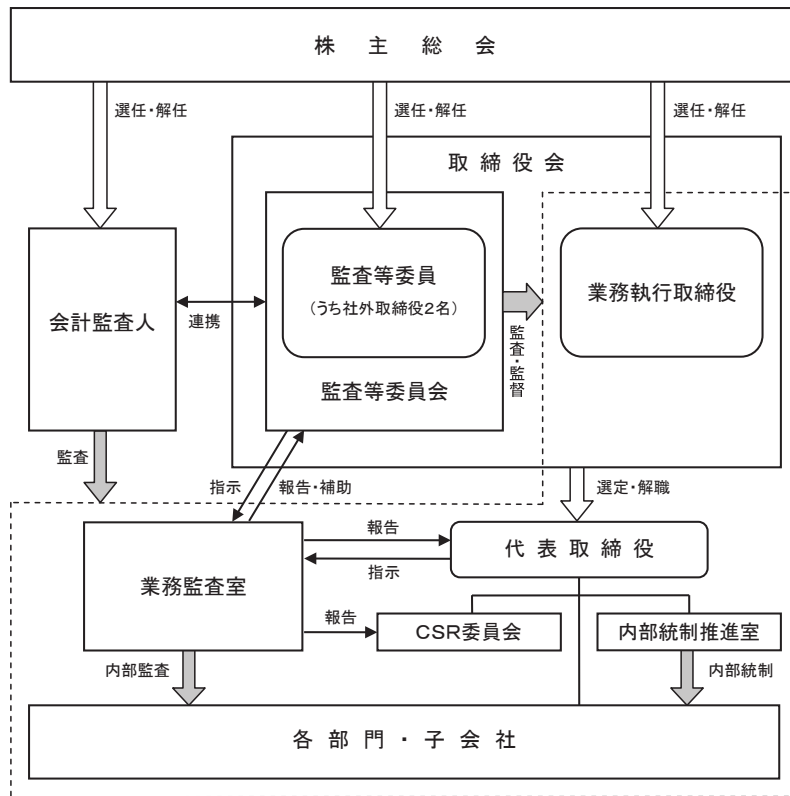
情報開示の方法については、TDnetによる法定の開示方法にとどまらず、東京証券取引所内の記者クラブおよび当社ホームページにおいても同様の情報開示を行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の監査・監督

上記体制を定めた「内部者取引防止規程」を社内グループウェアに掲載し、常時閲覧できる状態とするなど、役職員への周知徹底に努めております。

また、適時開示される全ての内容が取締役に付議または報告されることにより、監査等委員会の監査・監督を受ける体制となっております。また、「内部監査規程」に基づき業務監査室が監査等委員会を補助するとともに、適切な情報開示や社内体制の監査を行っております。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制図

